

建築物における地域産木材の利用方針

平成 27 年 3 月 3 日

最終変更 令和 5 年 4 月 1 日

東 近 江 市

第 1 方針の作成に当たって

1 建築物における木材の利用の意義

森林は、木材生産機能とともに、水源かん養、山地災害防止、保健休養等の公益的機能を有し、私達の生活に欠かすことの出来ない重要な資源である。

戦後、国の施策として進められた拡大造林によって、スギ、ヒノキの植林が進み、これらの人工林資源の多くが、育成の段階から木材として利用できる段階となりつつあることから、利用を前提とした森林整備が、森林の保全・管理を適切に推進していく上での重要な課題となっている。

また、森林から生産される木材は、調湿性や断熱性に優れた人や環境に優しい資材であるとともに、再生可能なバイオマス資源であることから、住宅等の建築用材や燃料用材として利用するだけでなく、地域の林業や木材産業の活性化による雇用拡大や地域経済の振興に資するなど、木材の利活用には大きな意義がある。

2 建築物における木材の利用の背景

国においては、「我が国の社会構造をコンクリート社会から木の社会へ転換する」との考え方のもと、平成 21 年 12 月に「10 年後の木材自給率 50%」を目指す「森林・林業再生プラン」を公表し、住宅や公共建築物等への木材利用を推進している。

特に、公共建築物における木材の利用は直接的効果だけではなく、公共建築物以外の住宅等の一般建築物における木材の利用の促進への波及効果が期待できることから、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号。以下「公共建築物等木材利用促進法」という。）が制定され、これに基づく基本方針が平成 22 年 10 月に策定された。この基本方針では、公共建築物において非木造化を指向してきた過去の考え方から、可能な限り木造化又は木質化を図るとの考え方へ大きく転換している。（注 1）

一方、滋賀県では、平成 10 年の「滋賀県木材利用推進連絡会議」の設置や平成 16 年 4 月の「琵琶湖森林づくり条例」の制定、平成 17 年 1 月の「琵琶湖森林づくり基本計画」の策定とともに、平成 22 年 3 月の当基本計画の改訂では、「急がれる滋賀県産木材の安定供給体制の整備」を重要テーマの 1 つとして位置づけるなど、県内産木材（注 2）の利用促進に取り組んできたところであるが、国の基本方針に基づき、公共建築物等木材利用促進法第 8 条に定める都道府県方針として、平成 24 年 2 月に「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」を策定された。

令和 3 年 10 月には公共建築物等木材利用促進法が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下「法」という。）に改正施行され、法の対象が公共建築物から建築物一般へと拡大した。また、法第 10 条第 1 項の規定に基づく、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和 3 年 10 月 1 日 木材利用促進本部決定）が定められた。

これを受けて、建築物等における木材の利用の推進のため、法第 11 条に基づき「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」を「建築物における滋賀県産木材の利用方針」（以下「滋賀県産木材利用

方針」という。)に改められた。

こうした建築物等における木材利用の促進に関する国や県の動向を踏まえ、東近江市では、建築物等における木材の利用の推進のために、法第 12 条に基づき「公共建築物等における地域産木材の利用方針」を改訂し、「建築物等における地域産木材の利用方針」をここに定める。

第 2 木材利用促進の基本的方向

滋賀県が策定した「建築物における滋賀県産木材利用方針」を準拠し、木材の利用の目標並びに目標の実現に向けた取組を以下に示す。

なお、本市が定める地域産木材とは滋賀県内産木材とする。

1 木材利用の目標

滋賀県が策定する琵琶湖森林づくり基本計画の基本指標である「令和 2 年度の県産木材の素材生産量 12 万立方メートル」の目標に沿い、次の(1)～(4)のとおり、建築物の整備等においてできる限り木材の利用を図る。

(1) 建築物

建築物については、できる限り木造化に努めるとともに、公共建築物の内装等について木材の利用が適切である部分における木質化を促進する。公共建築物の木造化及び木質化を進めるに当たっては、県内産木材の活用に努める。(注 3)

また、民間建築物における木材の利用が促進されるよう効果的な施策を推進する。

暖房器具やボイラーを新たに設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入を検討する。

(2) 公共工事

公共工事においては、極力自然環境や生態系、景観に配慮した工法を進めていくため、木材の特性を生かせる施工箇所については、市内産木材を利用する工法を検討する。(注 4)

(3) 物品

木材は環境にやさしい自然素材であり、繰り返し活用できる有効な地域資源であることから、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を検討し、市内産木材を活用した木製品・紙製品の導入に努める。

(4) 木質資源の有効利用

未利用木質資源を有効利用することは、低炭素社会の構築に寄与することから、木質資源のエネルギー利用を進めると同時に新たな用途の開拓に努める。

2 目標の実現に向けた取組

県内産木材によって木材の利用を促進していくためには、供給や需要の各段階において様々な課題を抱えていることから、滋賀県が示す「建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、課題への対策とともに木材の安定供給に向けた取組と具体的な対策について滋賀県と連携し木材の利用促進に取り組んでいく。

第 3 木材の利用の促進のための体制

庁内、県関係機関等と連携し、建築物等における県及び市内産木材の安定的な供給と需要の拡大を図り、木材利用の促進がより円滑に進むよう東近江市産木材調達管理基金の設置など体制の整備に努める。

さらに、クリーンウッド法の趣旨を踏まえ、「びわ湖材産地証明制度」等による合法性等の証明された木材の利用を図る。(注5)

(注1)

「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

〔「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」(平成22年10月4日農林水産省、国土交通省告示第3号)の注釈を準用〕

(注2)

「滋賀県産木材」とは、びわ湖材産地証明制度要綱(平成18年5月29日付け滋林緑第456号及び滋森保第473号)により定義された「びわ湖材」及び滋賀県内の森林において伐採された「びわ湖材」以外の木材をいう。

(注3)

「公共建築物」とは、法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物をいう。

公共建築物等木材利用促進法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物には、広く一般県民の利用に供される学校、社会福祉施設(老人ホーム、保育所等)、病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)、社会教育施設(図書館、公民館等)、公営住宅等の建築物のほか、国又は地方公共団体の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舍等が含まれる。

(注4)

経済性、現場条件、耐用年数及び施工上特に支障がある場合は、この限りではない。

なお、経済性については、維持管理や解体廃棄等の経費も勘案して判断するものとする。

(注5)

「クリーンウッド法」とは、平成29年5月に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」をいう。

附 則

この公告は、令和5年4月1日から適用する。